

お客様各位

新潟縣信用組合

## 当座勘定規定改正のお知らせ

平素は新潟縣信用組合をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

全国銀行協会は、電子データ（イメージデータ）で手形・小切手の交換を行う「電子交換所」を2022年11月4日に設立し、原則として全ての手形・小切手が電子データで交換を行う「電子交換所」での取扱いに変更されます。

これに伴い、当組合では、下記のとおり当座勘定規定を改正いたします。

なお、改正日以前にご契約いただいたお客さまに対しても改正後の規定が適用されますのでご了承ください。

何卒、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

## 記

## 1. 改正日

令和4年11月2日（水）

## 2. 改正する当座勘定規定

- (1) 当座勘定規定 ※詳しくは[こちら](#)  
 (2) 当座勘定規定（専用約束手形口用） ※詳しくは[こちら](#)

## 3. 改正内容

- (1) 手形、小切手の支払  
 (2) 手形、小切手用紙  
 (3) 印鑑照合等  
 (4) 個人信用情報センターへの登録  
 (5) 小切手用法、約束手形用法、為替手形用法 ※詳しくは[こちら](#)

## 4. 改正内容新旧対照表

## (1) 当座勘定規定

※アンダーラインが改正部分です。

改正の内容	現行の内容
<b>第7条（手形、小切手の支払）</b> ① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 <u>② 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u> ③ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。	<b>第7条（手形、小切手の支払）</b> ①（同左）  <u>（新設）</u>  ②（同左）

<p><b>第8条 (手形、小切手用紙)</b></p> <p>① 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。</p> <p>② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>③ 前2項以外の手形または小切手については、当組合はその支払をしません。</p> <p>④ <u>当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。</u></p> <p>⑤ 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>⑥ <u>当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p>⑦ <u>前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	<p><b>第8条 (手形、小切手用紙)</b></p> <p>①～③ (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>④ (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p><b>第16条 (印鑑照合等)</b></p> <p>① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名 <u>(電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます)</u> を、届出の印鑑 (または署名鑑) と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>② 手形、小切手として使用された用紙 <u>(電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます)</u> を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>③ この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>	<p><b>第16条 (印鑑照合等)</b></p> <p>① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑 (または署名鑑) と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>② 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>③ (同左)</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><b>第27条 (個人情報センターへの登録)</b></p> <p>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間 (ただし、下記第3号の事由の場合のみ6ヵ月間) 登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</p> <p>① 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</p> <p>② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>③ 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</p>
<p><b>第27条 (成年後見人等の届け出)</b></p> <p>①～⑤&lt;略&gt;</p>	<p><b>第28条 (成年後見人等の届け出)</b></p> <p>①～⑤&lt;略&gt;</p>
<p><b>第28条 (規定の変更)</b></p> <p>①～②&lt;略&gt;</p>	<p><b>第29条 (規定の変更)</b></p> <p>①～②&lt;略&gt;</p>

(2)当座勘定規定（専用約束手形口用）

※アンダーラインが改正部分です。

改正の内容	現行の内容
<p><b>第7条（手形の支払）</b></p> <p>① この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。</p> <p>② <u>前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u></p> <p>③ <u>当座勘定の払戻しの場合には、当組合所定の請求手続をしてください。</u></p>	<p><b>第7条（手形の支払）</b></p> <p>①（同左）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>②（同左）</p>
<p><b>第8条（手形用紙）</b></p> <p>① 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。</p> <p>② <u>当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。</u></p> <p>③ <u>手形用紙の請求があつた場合には必要と認められる枚数を交付します。</u></p> <p>④ <u>専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</u></p> <p>⑤ <u>当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p>⑥ <u>前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当組合所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	<p><b>第8条（手形用紙）</b></p> <p>①（同左）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>②～③（同左）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>
<p><b>第14条（印鑑照合等）</b></p> <p>① <u>手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u></p> <p>② <u>手形として使用された用紙（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</u></p> <p>③ <u>この規定および別に定める約束手形用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</u></p>	<p><b>第14条（印鑑照合等）</b></p> <p>① 手形、請求書、諸届け書類に使用された印影または署名を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>② 手形として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>③（同左）</p>
<p><u>（削除）</u></p>	<p><b>第24条（個人情報センターへの登録）</b></p> <p>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間（ただし、下記第3号の事由の場合のみ6ヵ月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</p> <p>① 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</p> <p>② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>③ 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</p>

第24条（成年後見人等の届け出） ①～⑤<略>	第25条（成年後見人等の届け出） ①～⑤<略>
第25条（規定の変更） ①～②<略>	第26条（規定の変更） ①～②<略>

### (3)小切手用法

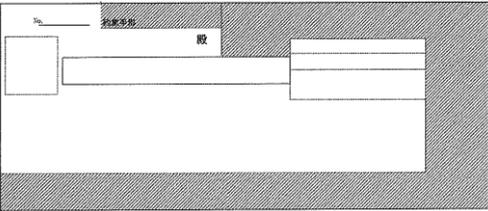
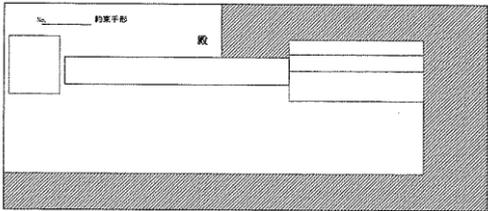
※アンダーラインが改正部分です。

改正の内容	現行の内容
<p>4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」を印字してください。</u>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</u>また、崩し字は使用せず、<u>楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p>(4) <u>金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。</u>特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</p>	<p>4. (1) (同左)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壱、弍、参、拾</u>など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信用組合名に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。</p>

### (4)約束手形用法

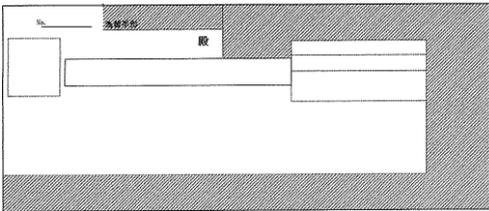
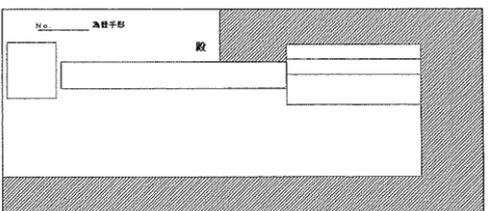
※アンダーラインが改正部分です。

改正の内容	現行の内容
<p>4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」を印字してください。</u></p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</u>また、崩し字は使用せず、<u>楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p>(4) <u>金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。</u>特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</p>	<p>4. (1) (同左)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※★などの終止符号を印字してください。</p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壱、弍、参、拾</u>など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p><u>(新設)</u></p>

<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、<u>金額欄、信用組合名に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。</p>
<p>●<b>約束手形用紙</b> 斜線の部分は使用しないでください。</p> 	<p>●<b>約束手形用紙</b> 斜線の部分は使用しないでください。</p> 

(5)為替手形用法

※アンダーラインが改正部分です。

改正の内容	現行の内容
<p>5. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。  (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3…）で記入するときは、チェクライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」を印字してください。</u>  なお、文字による複記はしないでください。  (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧</u>に記入してください。  (4) <u>金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>5. (1) (同左)  (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3…）で記入するときは、チェクライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。  なお、文字による複記はしないでください。  (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壹、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。  <b>(新設)</b></p>
<p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、<u>金額欄、信用組合名に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。</p>
<p>●<b>為替手形用紙</b> 斜線の部分は使用しないでください。</p> 	<p>●<b>為替手形用紙</b> 斜線の部分は使用しないでください。</p> 

(6)小切手用法、約束手形用法、為替手形用法に共通する改正事項

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧 (新設)

	1			2				3		4			5		6		7		
漢数字	壹	壹	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質
	8		9		10		100		1,000			10,000							
漢数字	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬					

〈その他〉 金、円、圓 (円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

以上